

令和 2 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和 3 年 11 月

福岡国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 2 富裕層に対する調査状況
- 3 シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響により実地調査の件数は大幅に減少したが、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査し、1件当たりの追徴税額は増加
- 文書・電話等による簡易な接触を積極的に実施したことにより、件数、申告漏れ所得金額及び追徴税額は増加

- (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況
 - 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が735件（前事務年度2,386件）、着眼調査が188件（同598件）であり、合計923件（同2,984件）、このほか、簡易な接触の件数は24,032件（同16,424件）となっています。
 - これらの調査等の合計件数は24,955件（同19,408件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は15,546件（同12,744件）となっています。
- (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況
 - 実地調査による申告漏れ所得金額は、93億5千1百万円（同223億9百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは86億7千9百万円（同203億5千8百万円）、着眼調査によるものは6億7千2百万円（同19億5千1百万円）となっています。
 - また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は213億2千2百万円（同126億4千2百万円）となっており、調査等合計では306億7千3百万円（同349億5千1百万円）となっています。
- (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況
 - 実地調査による追徴税額は、19億7千8百万円（同37億3千2百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは19億8百万円（同35億8千2百万円）、着眼調査によるものは7千万円（同1億5千1百万円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、214万円（同125万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
 - また、簡易な接触による追徴税額は16億9千8百万円（同7億9千4百万円）となっており、調査等合計では36億7千6百万円（同45億2千6百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
1	調査等件数	2,386		598		2,984		16,424		19,408		
		735	30.8%	188	31.4%	923	30.9%	24,032	146.3%	24,955	128.6%	
2	申告漏れ等の非違件数	2,035		480		2,515		10,229		12,744		
		676	33.2%	150	31.3%	826	32.8%	14,720	143.9%	15,546	122.0%	
3	申告漏れ所得金額	20,358		1,951		22,309		12,642		34,951		
		8,679	42.6%	672	34.4%	9,351	41.9%	21,322	168.7%	30,673	87.8%	
4	追徴税額	本税	2,954		135		3,089		768		3,856	
			1,553	52.6%	61	45.1%	1,614	52.3%	1,688	219.8%	3,302	85.6%
5		加算税	628		16		644		26		670	
		355	56.5%	10	60.1%	365	56.6%	10	39.2%	375	55.9%	
6	計	3,582		151		3,732		794		4,526		
		1,908	53.3%	70	46.7%	1,978	53.0%	1,698	213.9%	3,676	81.2%	
7	一件当たり	申告漏れ所得金額	8,532		3,263		7,476		770		1,801	
			11,808	138.4%	3,573	109.5%	10,131	135.5%	887	115.3%	1,229	68.3%
8		本税	1,238		225		1,035		47		199	
		2,113	170.7%	323	143.4%	1,748	168.9%	70	150.2%	132	66.6%	
9	加算税	263		27		216		2		35		
		483	183.5%	51	191.0%	395	183.1%	0.4	26.8%	15	43.5%	
10	計	1,501		252		1,251		48		233		
		2,596	172.9%	374	148.5%	2,143	171.4%	71	146.2%	147	63.2%	

- (注) 1 令和2年7月から令和3年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 上段は、前事務年度の計数である。
3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

所得税の調査等の件数 24,955 件のうち、譲渡所得に係る調査等の件数は 622 件（前事務年度 390 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、487 件（前事務年度 311 件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、86 億 9 千 7 百万円（前事務年度 32 億 2 千 9 百万円）となっています。

項 目	事務年度		
	令和元事務年度	令和 2 事務年度	対前事務年度
①			
調 査 等 件 数	件	件	%
	390	622	159.5
土地建物等	354	604	170.6
株式等	36	18	50.0
②			
申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件	件	%
	311	487	156.6
土地建物等	275	469	170.5
株式等	36	18	50.0
③			
申 告 漏 れ 割 合 (② / ①)	%	%	ポイント
	79.7	78.3	▲ 1.4
土地建物等	77.7	77.6	0.0
株式等	100.0	100.0	0.0
④			
申 告 漏 れ 所 得 金 額	百万円	百万円	%
	3,229	8,697	269.4
土地建物等	2,761	8,591	311.1
株式等	467	106	22.6
⑤			
1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額 (④ / ①)	千円	千円	%
	8,278	13,982	168.9
土地建物等	7,800	14,224	182.3
株式等	12,979	5,867	45.2

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに 1 件としている。

2 令和2事務年度における消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり実地調査の件数は大幅に減少したが、無申告等の調査を重点的に実施することにより、1件当たりの追徴税額は増加
- 文書・電話等による簡易な接触を積極的に実施したことにより、件数及び追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が538件（前事務年度1,671件）、着眼調査が114件（同277件）であり、合計652件（同1,948件）、このほか、簡易な接触の件数は6,904件（同1,795件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は7,556件（同3,743件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は3,711件（同2,470件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、7億8千7百万円（同17億8千9百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは7億4千4百万円（同17億5百万円）、着眼調査によるものは4千3百万円（同8千3百万円）となっています。なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、121万円（同92万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は5億4千2百万円（同1億7千1百万円）となっており、調査等合計では13億2千9百万円（同19億6千万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	計	対前年比	計	対前年比	
1	調査等件数	1,671		277		1,948		1,795		3,743		
		538	32.2%	114	41.2%	652	33.5%	6,904	384.6%	7,556	201.9%	
2	申告漏れ等の非違件数	1,370		240		1,610		860		2,470		
		473	34.5%	106	44.2%	579	36.0%	3,132	364.2%	3,711	150.2%	
3	追徴税額	本税	1,411		69		1,480		151		1,630	
			608	43.1%	35	51.2%	643	43.5%	531	352.3%	1,174	72.0%
4		加算税	295		14		309		20		330	
		136	46.3%	8	53.5%	144	46.6%	11	52.7%	155	47.0%	
5	計	1,705		83		1,789		171		1,960		
		744	43.7%	43	51.6%	787	44.0%	542	316.4%	1,329	67.8%	
6	一件当たり追徴税額	本税	844		249		760		84		436	
			1,130	133.9%	310	124.3%	987	129.9%	77	91.6%	155	35.7%
7		加算税	176		52		159		11		88	
		253	143.7%	67	130.1%	221	139.2%	2	13.7%	20	23.3%	
8	計	1,021		301		918		95		524		
		1,384	135.6%	377	125.3%	1,208	131.5%	78	82.3%	176	33.6%	

- (注) 1 令和2年7月から令和3年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～ 1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額ともに過去最高～

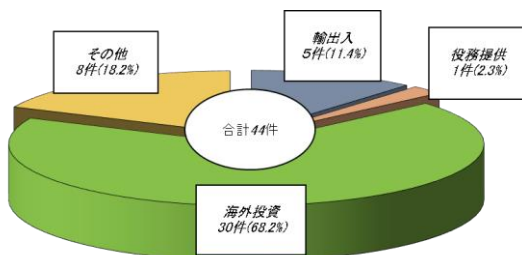
- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和2事務年度においては、44件（前事務年度165件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は1,945万円（同1,081万円）で過去最高^{（注）}となっており、申告漏れ所得金額の総額は8億5千6百万円（同17億8千3百万円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は616万円（同256万円）で過去最高^{（注）}となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の260万円（同150万円）と比べ2.4倍となっています。また、追徴税額の総額は2億7千1百万円（同4億2千2百万円）に上ります。

（注） 主な取組の状況について発表を始めた平成21事務年度以降で比較しています。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

項目		事務年度等			2事務年度 実地調査 （特別・一般）全体	
		元事務年度	2事務年度	対前年比		
調査件数	件	165	44	26.7%	735	
申告漏れ等の非違件数	件	140	41	29.3%	676	
申告漏れ所得金額	百万円	1,783	856	48.0%	8,679	
追徴税額	百万円	422	271	64.2%	1,908	
一件当たり	申告漏れ金額	万円	1,081	1,945	179.9%	1,181
	追徴税額	万円	256	616	240.6%	260

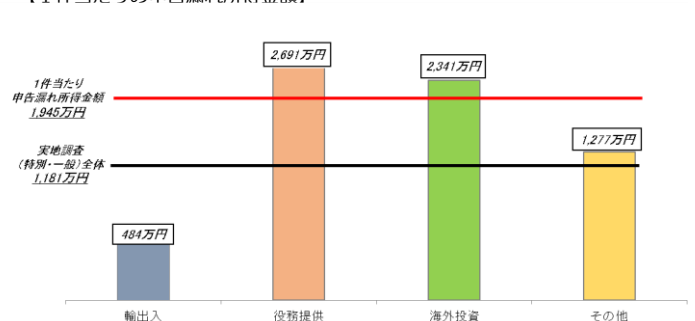
○ 取引区分別の調査状況



（注）（ ）内の数値は構成比

- 1 「輸出入」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」：工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 4 「その他」：海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



2 富裕層に対する調査状況

～ 1件当たりの申告漏れ所得金額は1,145万円で過去最高～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和2事務年度においては、50件（前事務年度192件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,145万円（同765万円）で過去最高^{（注）}となっており、申告漏れ所得金額の総額は5億7千3百万円（同14億6千9百万円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は293万円（同237万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の260万円（同150万円）に比べ1.1倍となっています。また、追徴税額の総額は1億4千7百万円（同4億5千6百万円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は755万円（同512万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の260万円に比べ2.9倍と高額となっています。

（注） 主な取組の状況について発表を始めた平成21事務年度以降で比較しています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		元事務年度	2事務年度	対前年比	(参考) 2事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	調査件数	件				
調査件数	件		192	50	26.0%	735
申告漏れ等の非違件数	件		156	44	28.2%	676
申告漏れ所得金額	百万円		1,469	573	39.0%	8,679
追徴税額	百万円		456	147	32.2%	1,908
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	765	1,145	149.7%	1,181
	追徴税額	万円	237	293	123.6%	260

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等		元事務年度	2事務年度	対前年比	(参考) 2事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	調査件数	件				
調査件数	件		15	5	33.3%	735
申告漏れ等の非違件数	件		12	5	41.7%	676
申告漏れ所得金額	百万円		167	115	68.9%	8,679
追徴税額	百万円		77	38	49.4%	1,908
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,113	2,297	206.4%	1,181
	追徴税額	万円	512	755	147.5%	260

3 シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況 ～新たな分野の経済活動も的確に申告漏れを把握～

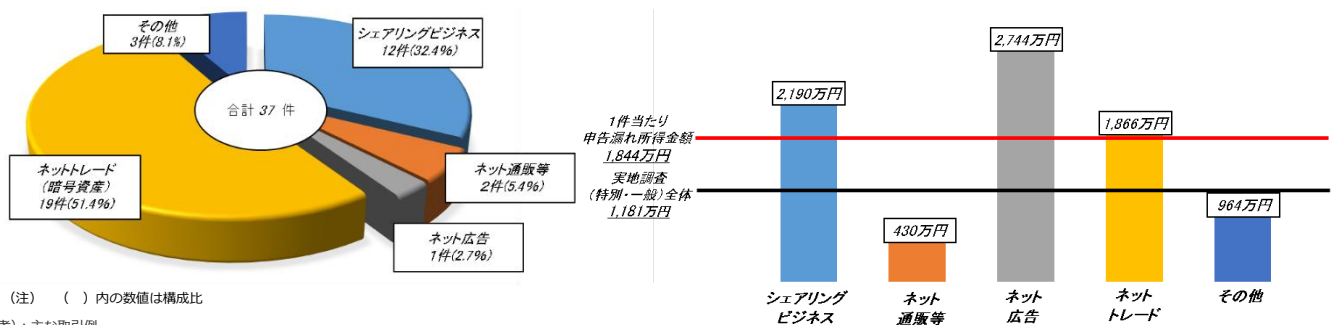
- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動^(注)に係る取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
 - 令和2事務年度においては、37件（前事務年度120件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,844万円（同1,163万円）となっており、申告漏れ所得金額の総額は6億8千2百万円（同13億9千6百万円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は571万円（同286万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の260万円（同150万円）に比べ2.2倍となっています。また追徴税額の総額は2億1千1百万円（同3億4千3百万円）に上ります。

(注) シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産（仮想通貨）取引、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況

項目		事務年度等		2事務年度 実地調査 (特別・一般)全体		
		元事務年度	2事務年度	対前年比		
調査件数	件	120	37	30.8%	735	
申告漏れ等の非違件数	件	105	33	31.4%	676	
申告漏れ所得金額	百万円	1,396	682	48.9%	8,679	
追徴税額	百万円	343	211	61.5%	1,908	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,163	1,844	158.6%	1,181
	追徴税額	万円	286	571	199.7%	260

○ 取引区分別の調査状況



(注) () 内の数値は構成比

(参考)：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップショッピングなど
- 3 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 4 ネットトレード（暗号資産）・・・FXなどのネットトレード、暗号資産など
- 5 その他・・・1～4に該当しない新分野に経済活動に該当する取引

4 無申告者に対する調査状況 ～所得税及び消費税ともに1件当たりの追徴税額で過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和2事務年度においては、83件（前事務年度247件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,922万円（同1,889万円）で過去最高^(注)となっており、申告漏れ所得金額の総額は24億2千5百万円（同46億6千5百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は650万円（同275万円）で過去最高^(注)となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の260万円の2.5倍となっています。また、追徴税額の総額は5億3千9百万円（同6億7千9百万円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和2事務年度においては、204件（同489件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は263万円（同199万円）で過去最高^(注)となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の138万円（同102万円）の1.9倍となっています。また、追徴税額の総額は5億3千7百万円（同9億7千4百万円）に上ります。

（注） 主な取組の状況について発表を始めた平成21事務年度以降で比較しています。

○ 無申告者に対する調査状況

<所得税>

項目	事務年度等			2事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	元事務年度	2事務年度	対前年比	
調査件数	247	83	33.6%	735
申告漏れ所得金額	4,665	2,425	52.0%	8,679
追徴税額	679	539	79.4%	1,908
1件当たり 申告漏れ所得金額	1,889	2,922	154.7%	1,181
1件当たり 追徴税額	275	650	236.4%	260

<消費税>

項目	事務年度等			2事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	元事務年度	2事務年度	対前年比	
調査件数	489	204	41.7%	538
追徴税額	974	537	55.1%	744
1件当たり追徴税額	199	263	132.2%	138

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
位		万円	万円	位
1	電気配線工事	1,095	259	11
2	一般土木建築工事	1,036	266	-
3	建築工事	1,012	262	-
4	建物貸付業	1,001	263	18
5	塗装工事	969	300	19
6	内装工事	913	204	20
7	鉄骨、鉄筋工事	906	222	15
8	土木工事	904	330	9
9	米作農業	867	187	-
10	水道衛生工事	805	206	8

- (注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。
 2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。